



令和6年11月26日

福岡市経済観光文化局
創業・大学連携課

福岡市政記者各位

福岡経済記者各位

九州大学とのライフサイエンス分野に係る スタートアップ創出等に関する協定締結について

九州大学生命科学革新実現化拠点と福岡市は、スタートアップエコシステムを構築・提供すること等により、ライフサイエンス分野に係るスタートアップ創出・成長及び関連産業の集積を図るとともに、革新的な医薬品・医療機器等の実用化等により、持続可能な社会の発展と Well-being の実現に貢献することを目的として、協定を締結いたしました。



【連携事項】

- (1) ライフサイエンス分野に係る創業環境の充実及びスタートアップの成長支援、グローバル展開に関すること。
- (2) 医薬品及び医療機器等の研究開発や実用化等に向けた規制緩和に関すること。
- (3) スタートアップエコシステムの構築に向けたライフサイエンス関連産業の集積に関すること。

【お問い合わせ】

福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課
担当：倉光
TEL：092 (711) 4900

九州大学生命科学革新実現化拠点 と 福岡市の
スタートアップ創出等に関する協定書

国立大学法人九州大学生命科学革新実現化拠点（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙双方が緊密に連携し、スタートアップエコシステムを構築・提供すること等により、ライフサイエンス分野に係るスタートアップ創出・成長及び関連産業の集積を図るとともに、革新的な医薬品・医療機器等の実用化等により、持続可能な社会の発展と Well-being の実現に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）ライフサイエンス分野に係る創業環境の充実及びスタートアップの成長支援、グローバル展開に関すること。

（2）医薬品及び医療機器等の研究開発や実用化等に向けた規制緩和に関すること。

（3）スタートアップエコシステムの構築に向けたライフサイエンス関連産業の集積に関すること。

（4）その他、上記目的達成のために甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に定める連携事項の具体的な内容及びその実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める事項の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させることができる。その場合、甲及び乙は、本協定に定める自己の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の地方公共団体と連携し協力すること及び乙が甲以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間満了の日の1カ月前までに、甲及び乙いずれかからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

(雑則)

第7条 甲及び乙は、連携事項を円滑に推進するため、連携事項の連絡調整に係る担当者又は部署を各自定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月25日

甲 福岡県福岡市東区馬出三丁目1番1号
国立大学法人九州大学大学院医学研究院
生命科学革新実現化拠点 拠点長

乙 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
市長
